

登園許可証明書

くみ

氏名

下記の疾病で 年 月 日から療養中のところ、現在軽快し他児への感染のおそれはないものと思われますので、 年 月 日から登園してよいことを証明いたします。

記

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準（学校保健法施行令及び施行規則による） ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	発熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は 7 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 2 4 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑	発疹期には感染力がないため、全身状態の良い者は登園可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定したものは登園可能
	手足口病	全身状態の安定したものは登園可能
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復するまで
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の伝染病（	）

※ 生活での注意事項

（

）

年 月 日

医療機関名

医師名

印